

綾瀬市告示第30号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域（平成24年綾瀬市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月22日

綾瀬市長 笠間 城 治 郎

4の項に次のように加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園